

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																																
<p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送信設備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許容偏差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上限（パーセント）</th> <th style="text-align: center;">下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～十六（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>                     十七 次に掲げる送信設備                      (一)～(四)（略）                      ④ 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの                      固定局又は基地局の送信設備                 </td> <td style="text-align: center;">二〇</td> <td style="text-align: center;">五〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十八（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略）</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2～26（略）</p> <p>27 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無線局の種別</th> <th style="text-align: center;">周波数帯</th> <th style="text-align: center;">副次的に発する電波の限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">固定局又は基地局</td> <td style="text-align: center;">七七〇MHz以下</td> <td>任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七七〇MHzを超え八一〇MHz以下</td> <td>任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が三二〇ピコワット以下の値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八一〇MHzを超え一、</td> <td>任意の一〇〇MHzの帯域幅にお</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一～十六（略）	（略）	（略）	十七 次に掲げる送信設備 (一)～(四)（略） ④ 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの 固定局又は基地局の送信設備	二〇	五〇	十八（略）	（略）	（略）	無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	固定局又は基地局	七七〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値	七七〇MHzを超え八一〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が三二〇ピコワット以下の値	八一〇MHzを超え一、	任意の一〇〇MHzの帯域幅にお	<p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送信設備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許容偏差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上限（パーセント）</th> <th style="text-align: center;">下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～十六（同上）</td> <td style="text-align: center;">（同上）</td> <td style="text-align: center;">（同上）</td> </tr> <tr> <td>                     十七 次に掲げる送信設備                      (一)～(四)（略）                      ④ 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの                      基地局の送信設備                 </td> <td style="text-align: center;">二〇</td> <td style="text-align: center;">五〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十八（同上）</td> <td style="text-align: center;">（同上）</td> <td style="text-align: center;">（同上）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（同上）</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条（同上）</p> <p>2～26（同上）</p> <p>27 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無線局の種別</th> <th style="text-align: center;">周波数帯</th> <th style="text-align: center;">副次的に発する電波の限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">基地局</td> <td style="text-align: center;">七七〇MHz以下</td> <td>任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七七〇MHzを超え八一〇MHz以下</td> <td>任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が三二〇ピコワット以下の値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八一〇MHzを超え一、</td> <td>任意の一〇〇MHzの帯域幅にお</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一～十六（同上）	（同上）	（同上）	十七 次に掲げる送信設備 (一)～(四)（略） ④ 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの 基地局の送信設備	二〇	五〇	十八（同上）	（同上）	（同上）	無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	基地局	七七〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値	七七〇MHzを超え八一〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が三二〇ピコワット以下の値	八一〇MHzを超え一、	任意の一〇〇MHzの帯域幅にお
送信設備		許容偏差																																															
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																																															
一～十六（略）	（略）	（略）																																															
十七 次に掲げる送信設備 (一)～(四)（略） ④ 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの 固定局又は基地局の送信設備	二〇	五〇																																															
十八（略）	（略）	（略）																																															
無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度																																															
固定局又は基地局	七七〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値																																															
	七七〇MHzを超え八一〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が三二〇ピコワット以下の値																																															
	八一〇MHzを超え一、	任意の一〇〇MHzの帯域幅にお																																															
送信設備	許容偏差																																																
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																																															
一～十六（同上）	（同上）	（同上）																																															
十七 次に掲げる送信設備 (一)～(四)（略） ④ 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの 基地局の送信設備	二〇	五〇																																															
十八（同上）	（同上）	（同上）																																															
無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度																																															
基地局	七七〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値																																															
	七七〇MHzを超え八一〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が三二〇ピコワット以下の値																																															
	八一〇MHzを超え一、	任意の一〇〇MHzの帯域幅にお																																															

	〇〇〇MHz以下	る平均電力が四ナノワット以下の値
	一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
陸上移動局	(略)	(略)

28・29 (略)

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一～三 (略)

四 信号送信速度は、毎秒五メガビット以上、固定局にあつては、毎秒十メガビット以上であること。

五 (略)

2 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表略)

注1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(21) (略)

(22) 755.5 MHzを超え 764.5 MHz以下の周波数の電波を使用する 700 MHz帯高度道路交通システムの固定局 20 (10<sup>-6</sup>)

32～57 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～53 (略)

54 700 MHz帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 固定局又は基地局

	〇〇〇MHz以下	る平均電力が四ナノワット以下の値
	一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
陸上移動局	(同上)	(同上)

28・29 (同上)

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一～三 (同上)

四 信号送信速度は、毎秒五メガビット以上であること。

五 (同上)

2 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (同上)

3 (同上)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(同左)

注1～30 (同左)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(21) (同左)

(新設)

32～57 (同左)

別表第三号 (第7条関係)

1～53 (同左)

54 700 MHz帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 基地局

(表略)  
(2) (略)  
55～61 (略)

(同左)  
(2) (同左)  
55～61 (同左)

附 則 (平成 年 月 日総務省令第 号)  
この省令は、公布の日から施行する。